

## 契約をやめるには！？

一度契約をしてしまっても、一定の期間内であれば無条件で契約をやめるとができる制度として「クーリング・オフ」があります。クーリング・オフをすると、商品等の代金は全額返金され、返品にかかる費用は、業者が負担することになります。

取引形態	契約書を 受け取った日から
訪問販売、キャッチセールス、ポイントメントセールス	8日間
エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間

※自分から店に出向く店舗での購入、カタログやネット画面を見て申込み通信販売は、じっくり考えてから契約を決めることができますので、クーリング・オフの対象外です。  
※クーリング・オフができない場合でも、事実と違う説明を受けた、不安をおおられた、恋愛感情を利用した不当な勧誘を受けたなどの場合には、契約をやめることができるので、一人で悩まず相談することが大切です。

## 不安に感じたとき、困ったときは？

いやや や や  
**188** 消費者ホットライン  
☎(局番なし)

### いやや！泣き寝入り！と覚えてね

188に電話をかけると身近な消費生活センターや消費生活相談窓口につながり、専門の消費生活相談員が解決に向けて支援してくれます。  
消費者ホットラインは、土日祝日もつながります。相談する人の秘密は守られます。

あきらめず  
まずは  
相談してください！

メールマガジン登録はこちらから

とくしま消費者交流ひろばホームページ

<http://www.tokushohi.or.jp/>

消費生活に関する最新の消費者トラブル情報などを配信しています

▼QRコード



徳島県危機管理環境消費者くらし安全局消費者政策課  
徳島県消費者情報センター

徳島県金融広報委員会の助成金を利用して作成しています

民法改正

2022年4月1日から、18歳で“大人に！”

## 成年年齢引下げで 消費生活は どうなる!? 何が変わる!?

20歳

2022年4月1日時点で  
18歳・19歳の場合は  
その日に成人になります



18歳